

憲法通則第十二條 軍兵及巡査ノ力ヲ行使スル能ハシメ...

在テハ...

明治十八年四月七日 歩兵大佐從五位勳四等 川上 操六...

時事報 榮譽ナキ事業ハ終ニ興ラズ...

政治ノ上ニ...

圓ノ...

日本國中ノ...

無位無官ニシテ...

御即位中式...

米國商務...

出張...